

瑞浪市公共施設等総合管理計画



平成29年3月
令和6年3月（改訂）

岐阜県 瑞浪市

目 次

第1章 背景と計画	1
1.1 計画	1
1.1.1 目的	1
1.1.2 位置づけ	2
1.1.3 計画期間	2
1.1.4 対象施設	3
1.2 背景	6
1.2.1 公共施設等の更新問題	6
1.3 国の動向	7
1.3.1 インフラ長寿命化基本計画	7
1.3.2 公共施設等総合管理計画	7
第2章 本市の現状と課題	8
2.1 人口と財政	8
2.1.1 人口の推移及び将来の推計	8
2.1.2 財政の状況	9
2.2 公共施設等の現状と課題	12
2.2.1 公共施設の現状	12
2.2.2 公共施設等の課題	15
第3章 公共施設等のマネジメント	21
3.1 基本方針	21
3.2 マネジメントの基本方針	22
3.2.1 公共施設の管理に関する基本方針	22
3.2.2 インフラの管理に関する基本方針	24
3.3 マネジメントの実施方針	25
3.3.1 公共施設の管理に関する実施方針	25
3.3.2 インフラの管理に関する実施方針	27
3.4 マネジメントの実行	29
3.4.1 マネジメントの実施体制	29
3.4.2 個別施設計画の策定	31
3.4.3 計画的・効率的な維持管理	31
第4章 施設分類別の基本方針	33
4.1 公共施設の基本方針	33
4.2 インフラの基本方針	36

(改訂履歴)

- ・平成29年3月（新規）
- ・令和4年3月（改訂）
- ・令和5年3月（改訂）
- ・令和6年3月（改訂）

第1章 背景と計画

1.1 計画

1.1.1 目的

本市では、これまで市民サービスの向上に資するため、庁舎、学校、文化施設、福祉施設などの公共建築物（以下、「公共施設」という。）及び道路、橋梁、上下水道などの社会基盤施設（以下、「インフラ」という。）の整備を進めてきました。しかしながら、近年においては、厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により公共施設及びインフラ（以下、「公共施設等」という。）の利用需要が変化していくことが予想されるため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、「公共施設等の最適化」を導き、財政負担の軽減と平準化による「持続可能な財政運営」が求められています。

そのため、基本的な方針を整理し公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に本計画を策定します。

＜計画の目的＞

「公共施設等の最適化」と「持続可能な財政運営」の両立

公共施設等

庁舎や学校などの公共施設（公共建築物）のほか、道路や橋梁などのインフラ（社会基盤施設）を含む公共施設の総称をいう。

公共施設（公共建築物）

公用又は公共の用に供するため市が設置する庁舎、学校、文化施設、福祉施設その他の建築物（建築物に付帯する設備等を含む。）をいう。

インフラ（社会基盤施設）

社会資本として市が整備する道路、河川、橋梁、公園、上下水道その他の工作物をいう。

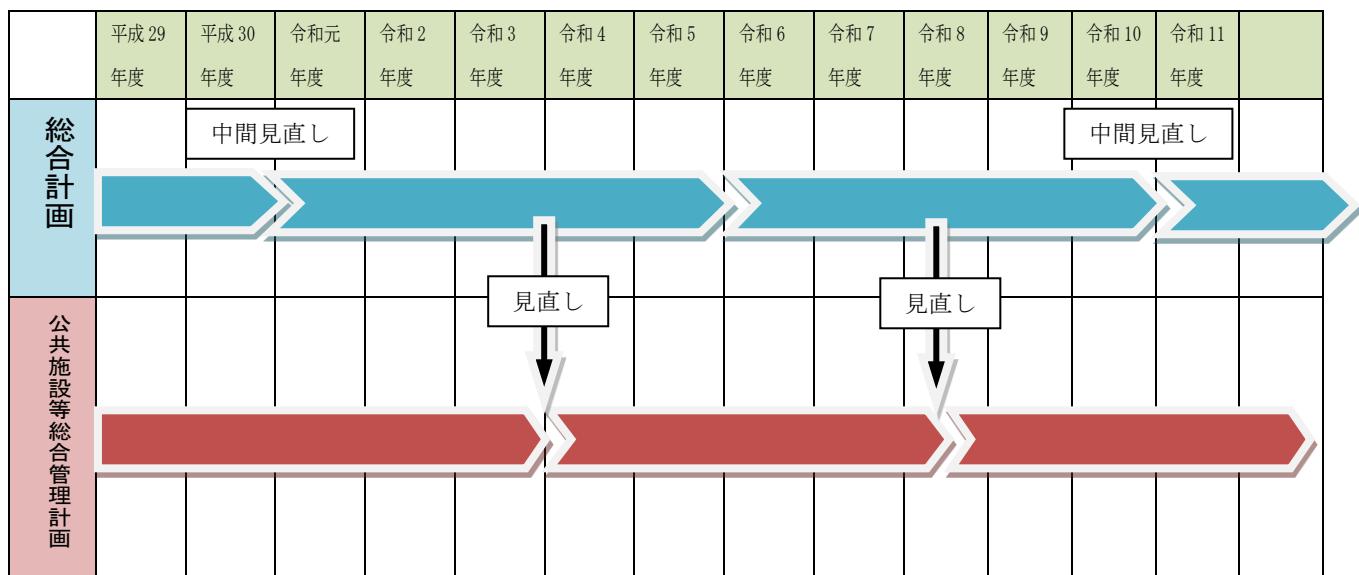
1.1.2 位置づけ

本計画は、平成26年4月22日付け総務大臣通知の「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」において策定を要請されている「公共施設等総合管理計画」であり、また、同日付け総務省通知の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」によるもので、更に令和3年度（2021年度）に国の通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項」により見直しを行ったものです。

1.1.3 計画期間

本計画の期間は、平成29年度（2017年度）から令和38年度（2056年度）までの40年間とします。このような長期間の計画となるのは、公共施設等の耐用年数¹が長期にわたり、その管理には、長期的な視点が必要不可欠となるためです。

なお、5年ごとに見直すことを基本とするとともに、今後の上位計画などの見直し社会情勢の変化など状況に応じて適宜見直しを行うものとします。



¹ 耐用年数：建物などの固定資産の税務上の減価償却を行うに当たって、減価償却費の計算の基礎となる年数。財務省令で定められている。

1.1.4 対象施設

本計画の対象施設は、市の保有する公共施設等です。具体的には、平成26年度に整備した固定資産台帳によりますが、見直し時には新設、廃止の状況に応じて更新しています。

(1) 公共施設

対象とする公共施設は次の表のとおり、163施設です。

対象とする公共施設

基準日：R2.3.31

中分類	小分類	施設数	施設名称
文化・社会教育系施設	コミュニティ 関連施設	7	中央公民館(複合施設:総合文化センター)
			稻津公民館(複合施設:稻津コミュニティーセンター)
			陶公民館(複合施設:陶コミュニティーセンター)
			陶公民館 体育室
			日吉公民館(複合施設:日吉コミュニティーセンター)
			釜戸公民館(複合施設:釜戸コミュニティーセンター)
			大湫公民館(複合施設:大湫コミュニティーセンター)
	文化施設	1	総合文化センター(複合施設:中央公民館、併設:市民図書館)
	図書館等	1	市民図書館(併設:総合文化センター)
	博物館等	4	化石博物館
			陶磁資料館
			市之瀬廣太記念美術館
			地球回廊
	社会教育系 その他施設	2	自然ふれあい館
			地域交流センター「ときわ」
スポーツ・レンタル・クリエーション施設	体育館等	8	市民体育館 市民テニスコート 市民野球場 樽の上野球場 市民競技場 市民アーチェリー場 市民弓道場 日吉スポーツ施設
産業系施設	産業振興施設	4	産業振興センター 農産物等直売所 大湫町旧森川善章家住宅（※H26.7.7 寄附により取得しています） 大湫町旧森川訓行家住宅（※H26.7.14 寄附により取得しています）
学校教育系施設	小学校	8	瑞浪小学校 土岐小学校 陶小学校 稻津小学校 明世小学校 日吉小学校 釜戸小学校 旧陶小学校

中分類	小分類	施設数	施設名称
	中学校	4	瑞浪中学校 瑞浪南中学校 瑞浪北中学校 旧瑞陵中学校
	その他施設	1	教育支援センター
保健福祉系施設	保健衛生施設	1	保健センター
	社会福祉施設	1	市民福祉センター
	高齢福祉施設	6	老人憩いの家 寿楽荘 老人憩いの家 福寿荘（複合施設：在宅老人福寿荘デイサービスセンター） 老人憩いの家 桜寿荘（複合施設：在宅老人桜寿荘デイサービスセンター、障害者デイサービスセンター「さくら」） 在宅老人福寿荘デイサービスセンター（複合施設：老人憩いの家 福寿荘） 在宅老人桜寿荘デイサービスセンター（複合施設：老人憩いの家 桜寿荘、障害者デイサービスセンター「さくら」） 宅老所「いなほ」
	障害福祉施設	1	障害者デイサービスセンター「さくら」（複合施設：老人憩いの家 桜寿荘、在宅老人桜寿荘デイサービスセンター）
	児童福祉	17	陶児童館 土岐児童センター 樽上児童センター（複合施設：市民福祉センター） 南小田児童館 瑞浪幼稚園「瑞浪幼稚園」 稻津幼稚園「稻津幼稚園」 陶幼稚園「陶幼稚園」 桔梗幼稚園「桔梗幼稚園」（複合施設：桔梗地域子育て支援センター） 竜吟幼稚園「竜吟幼稚園」（複合施設：竜吟地域子育て支援センター） 日吉幼稚園「日吉幼稚園」 みどり幼稚園「みどり幼稚園」（複合施設：みどり地域子育て支援センター） 一色幼稚園「一色幼稚園」 子ども発達支援センター 稻津地域子育て支援センター 桔梗地域子育て支援センター（複合施設：桔梗幼稚園「桔梗幼稚園」） 竜吟地域子育て支援センター（複合施設：竜吟幼稚園「竜吟幼稚園」） みどり地域子育て支援センター（複合施設：みどり幼稚園「みどり幼稚園」）
市営住宅	市営住宅等	9	小里団地 鶴城団地 竜吟団地 公文垣内団地 下山田団地

中分類	小分類	施設数	施設名称
			日吉団地 名滝団地 紺屋原団地 大法原団地
行政系施設	庁舎等・その他施設	9	瑞浪市役所 本庁舎 瑞浪市役所 東分庁舎 瑞浪市役所 西分庁舎 稻津コミュニティーセンター(複合施設:稻津公民館) 陶コミュニティーセンター(複合施設:陶公民館) 日吉コミュニティーセンター(複合施設:日吉公民館) 釜戸コミュニティーセンター(複合施設:釜戸公民館) 大湫コミュニティーセンター(複合施設:大湫公民館) ドリームプラザ
	教育施設	1	学校給食センター
	消防施設	28	総合消防防災センター(消防本部、消防署) 消防署 陶分署 各消防器具庫
	環境施設	5	斎場 クリーンセンター(可燃物焼却施設) 旧クリーンセンター(可燃物焼却施設)(廃止) 不燃物最終処分場 衛生センター(し尿処理施設)
	公衆便所	9	各公衆トイレ
	防災施設	28	各防災倉庫
その他施設	その他施設	8	瑞浪駅前東屋、瑞浪駅前トイレ、浪花駐車場トイレ、瑞浪駅地下自由通路エレベーター、各旧教員住宅、市民レストハウス

(2) インフラ

対象とするインフラ

中分類	小分類
都市基盤系施設	道路
	橋梁
	公園
	防火水槽
	その他
	水道
	下水道

※「その他」は農道、林道など

1.2 背景

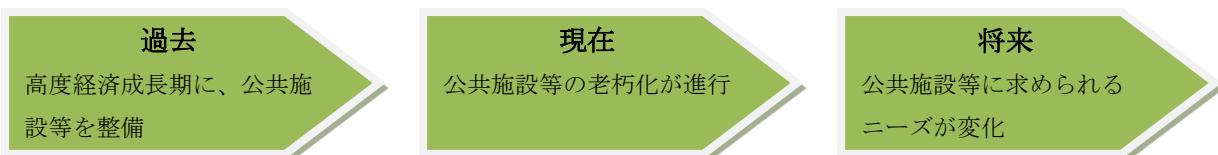
1.2.1 公共施設等の更新問題

日本全体（主に都市部）では、高度経済成長期に集中的に公共施設等を整備してきました。これらの公共施設等は耐用年数が終了し、これから一斉に更新時期を迎えることとなります。今後、多くの公共施設等が老朽化による維持経費の増大とともに更新費用も一斉に必要になることが予想されますが、厳しい財政状況下で、さらには財政運営上の構造的なマイナス要因である少子高齢化や人口減少社会の進行を勘案すると、維持更新費用の削減策とともに財源の確保が課題となっています。

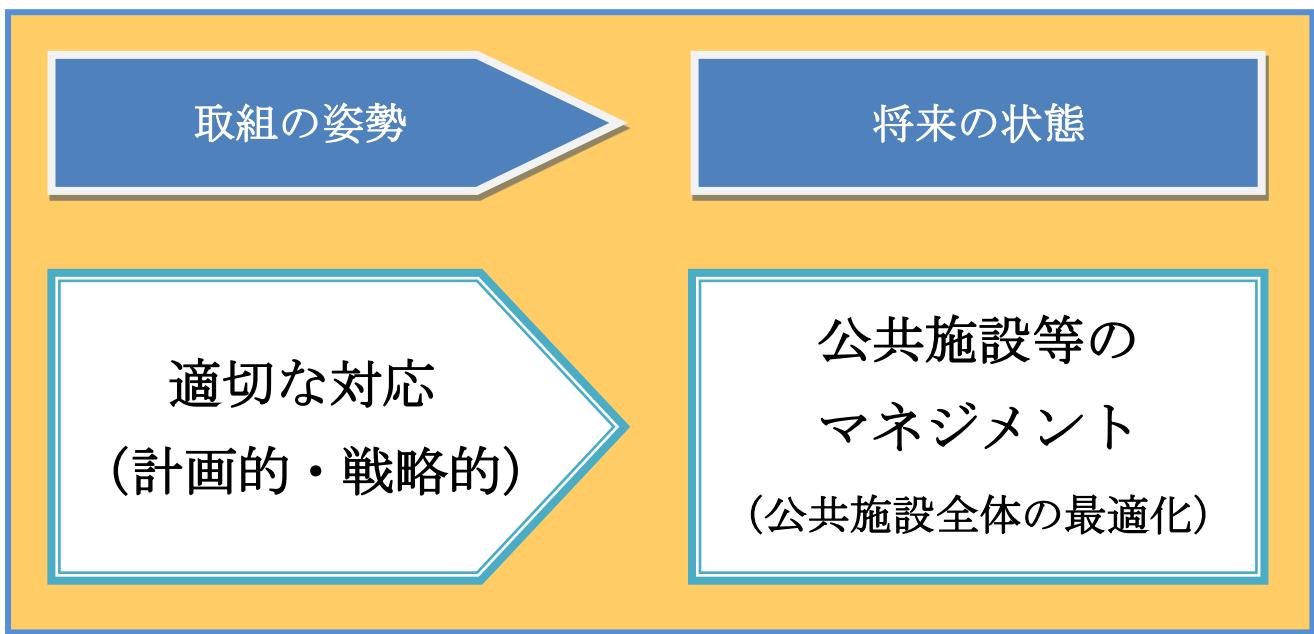
一方、社会経済情勢の変化に伴う公共施設等に対する需要の変化、さらにはライフスタイルの多様化への対応などの観点から、これまで公共施設等が担ってきた役割や提供してきたサービスの見直しなど、質と量の両面から公共施設等全体のあり方を見直すことも課題となっています。

これらの課題が、「公共施設等の更新問題」と言われています。

この「公共施設等の更新問題」では、公共施設等の「選択と集中」が求められています。



のことから、本市は以下の取組を行います。



1.3 国の動向

1.3.1 インフラ長寿命化基本計画

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治水治山といった国土保全のための基盤、その他国土・都市を形成するインフラによって支えられています。これらは高度経済成長期以降に集中的に整備され、今後一斉に老朽化する現状を受けて、国は「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

この計画はインフラを主体に、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコスト（公共施設の建設から除却までの一連のコスト）の縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新の方向性を示すものです。地方公共団体はインフラを対象に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとなりました。

1.3.2 公共施設等総合管理計画

地方公共団体において、公共施設等の老朽化対策が大きな課題になっています。また、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。このことから、平成26年4月に公共施設等（公共建築物を主体）の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定が国から要請されました。

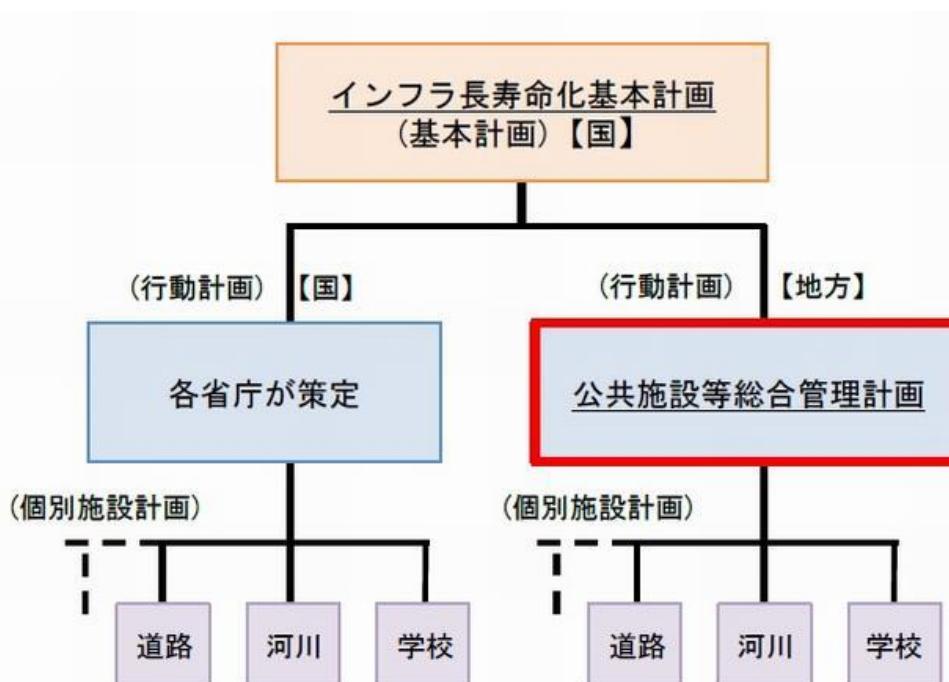


図1 インフラ長寿命化計画の体系

資料：総務省「公共施設等総合管理計画策定指針の概要」

第2章 本市の現状と課題

2.1 人口と財政

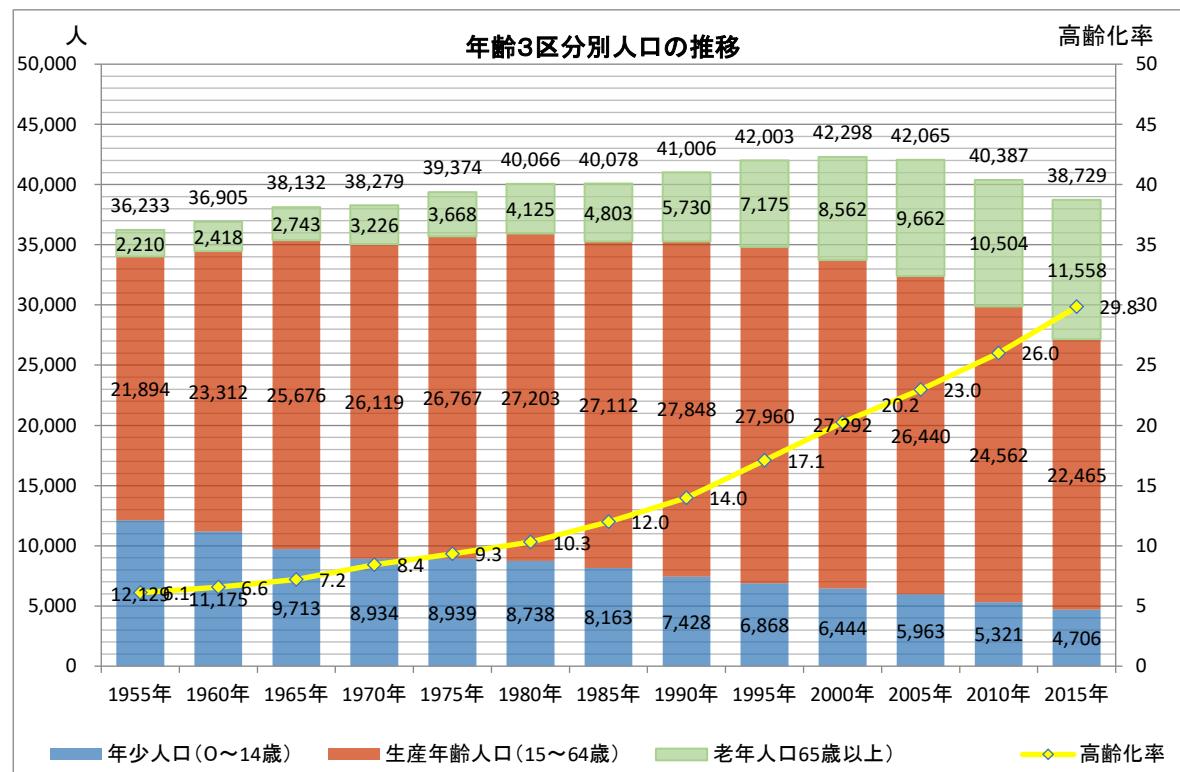
2.1.1 人口の推移及び将来の推計

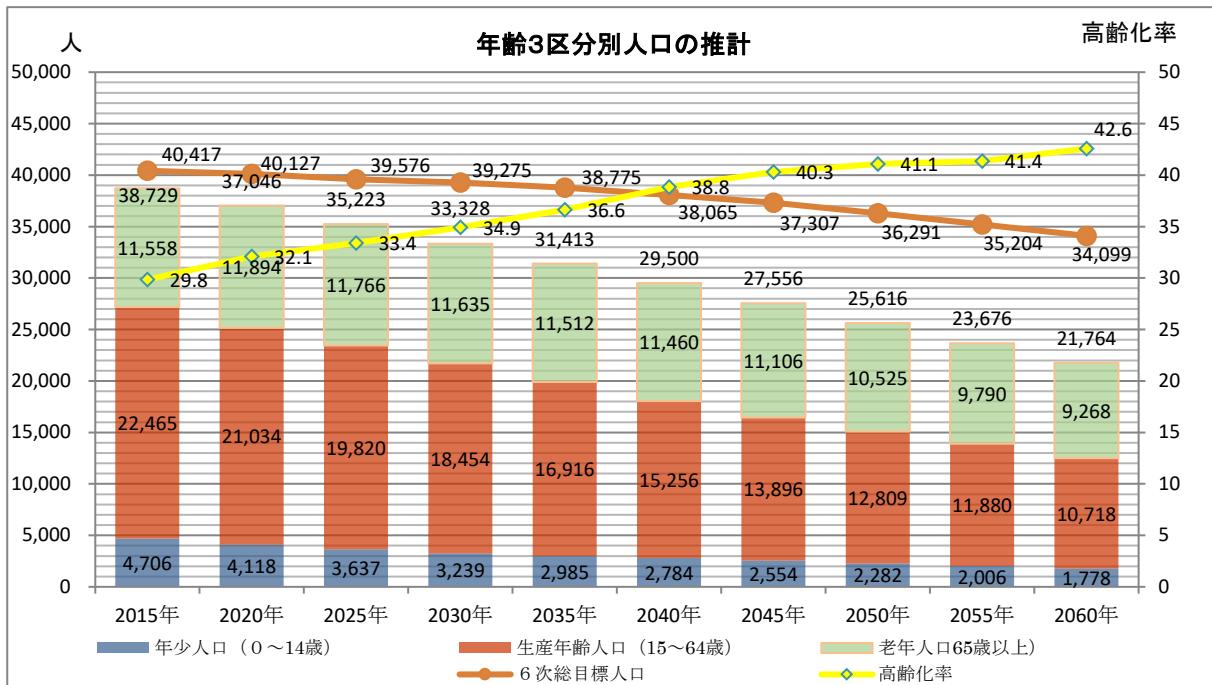
本市の総人口は、平成12年（2000年）までは年々増加していましたが、このときの42,298人をピークに減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も減少傾向は続き、令和22年（2040年）には3万人を下回り、令和42年（2060年）には約22,000人まで減少すると推計されます。

年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）・老人人口（65歳以上）の年齢3区分別の人口をみてみると、年少人口は減少傾向で推移しており、今後も減少すると推計されます。平成12年（2000年）の6,444人に対し、令和22年（2040年）には2,784人と半分以下になり、令和42年（2060年）には、1,778人と約4分の1になると推計されます。

生産年齢人口は平成7年（1995年）以降減少傾向にあり、今後も減少傾向が続くと推計されます。平成12年（2000年）の27,292人に対し、令和22年（2040年）には15,256人と約半数になり、令和42年（2060年）には10,718人と約4割にまで減少すると推計されます。

老人人口は、平成12年（2000年）の8,562人から令和2年（2020年）の11,894人をピークに減少傾向に移行し、令和37年（2055年）以降は1万人を下回り、令和42年（2060年）には9,268人になると推計されます。



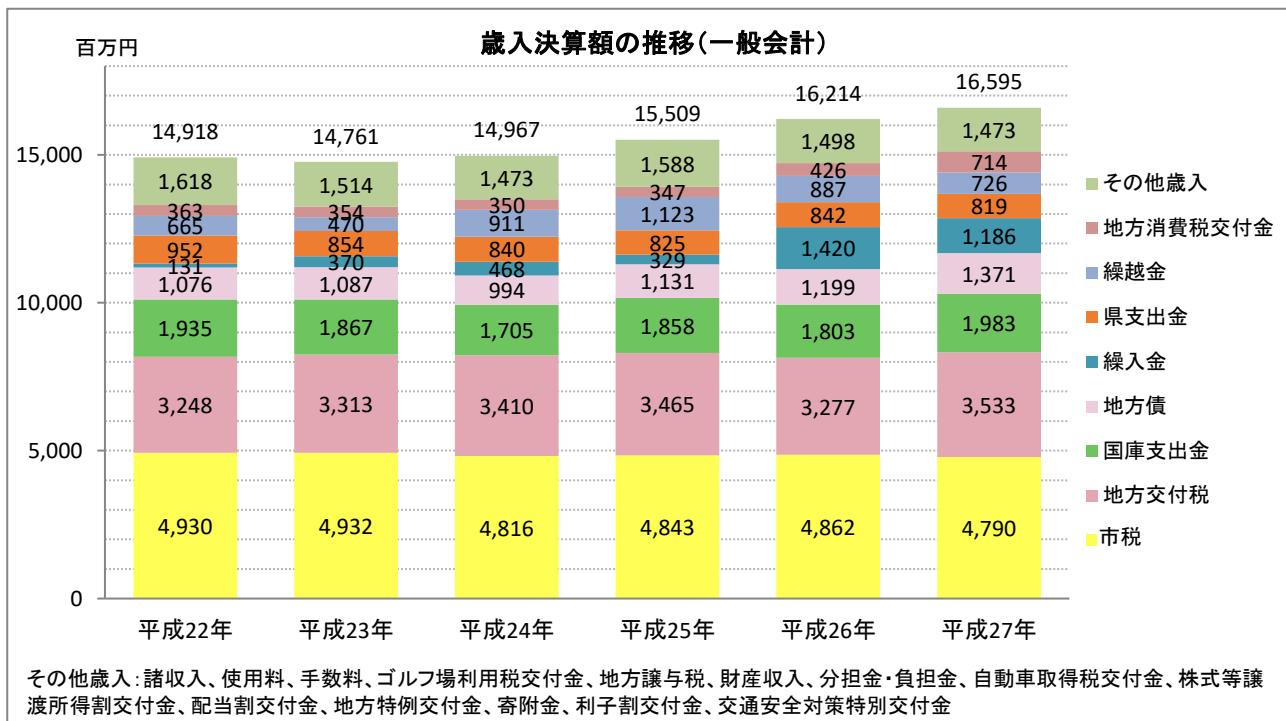


出典：「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」中「第2章 瑞浪市人口ビジョン」
(平成27年10月策定) (推計は国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づく)

2.1.2 財政の状況

(1) 島入決算額の推移

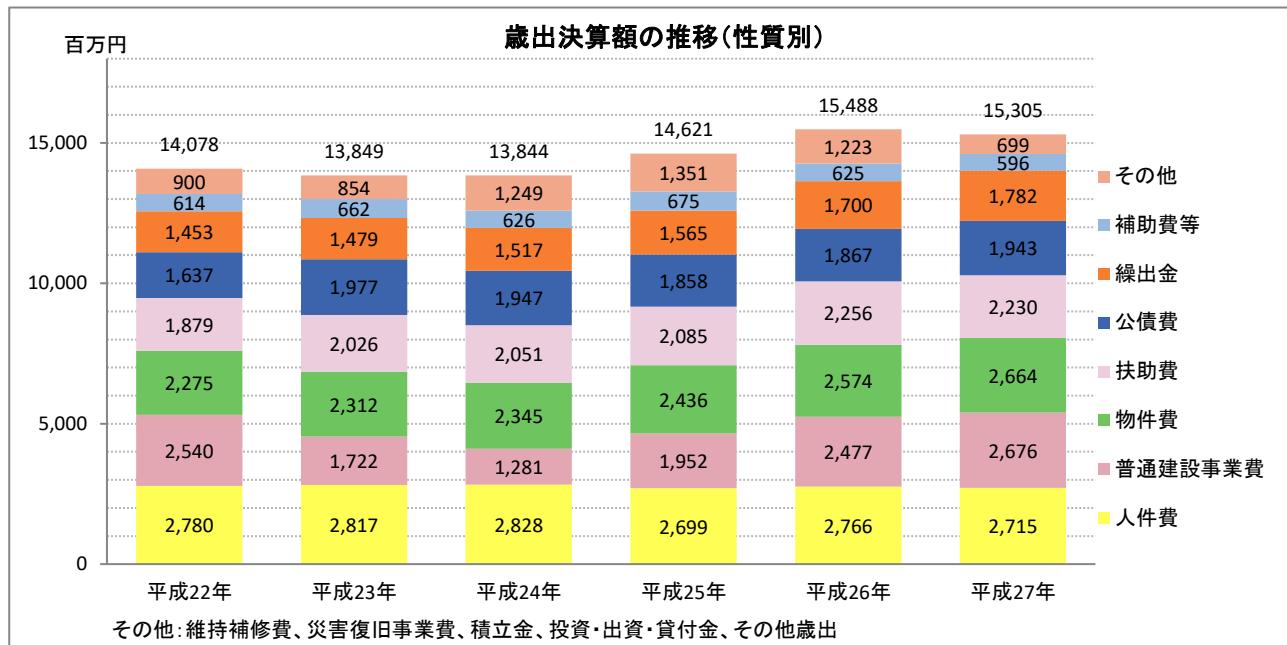
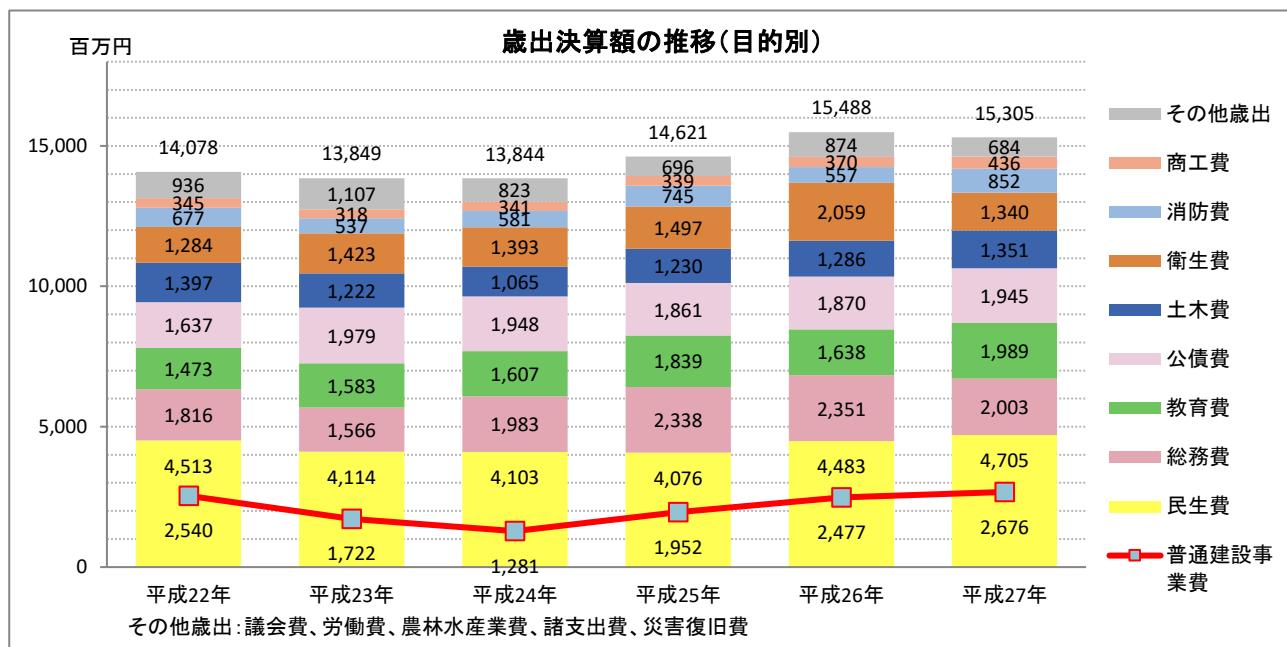
本市の島入決算額は、市税収入は減少しており、地方交付税、地方消費税交付金や繰入金などが増加しています。平成22年度からの推移をみると、主要な自主財源である市税については、平成23年度以降徐々に減少しており、全体に対する自主財源比率²は繰入金の多かった平成26年度を除き、40%台と低調です。地域経済が低迷し、地価の下落も続く中、市税収入の減少が続くことが懸念されます。



² 自主財源比率: 地方公共団体が自主的に調達できる財源。市税のほか使用料、手数料、繰入金、繰越金、財産収入、寄附金など

(2) 岁出決算額の推移

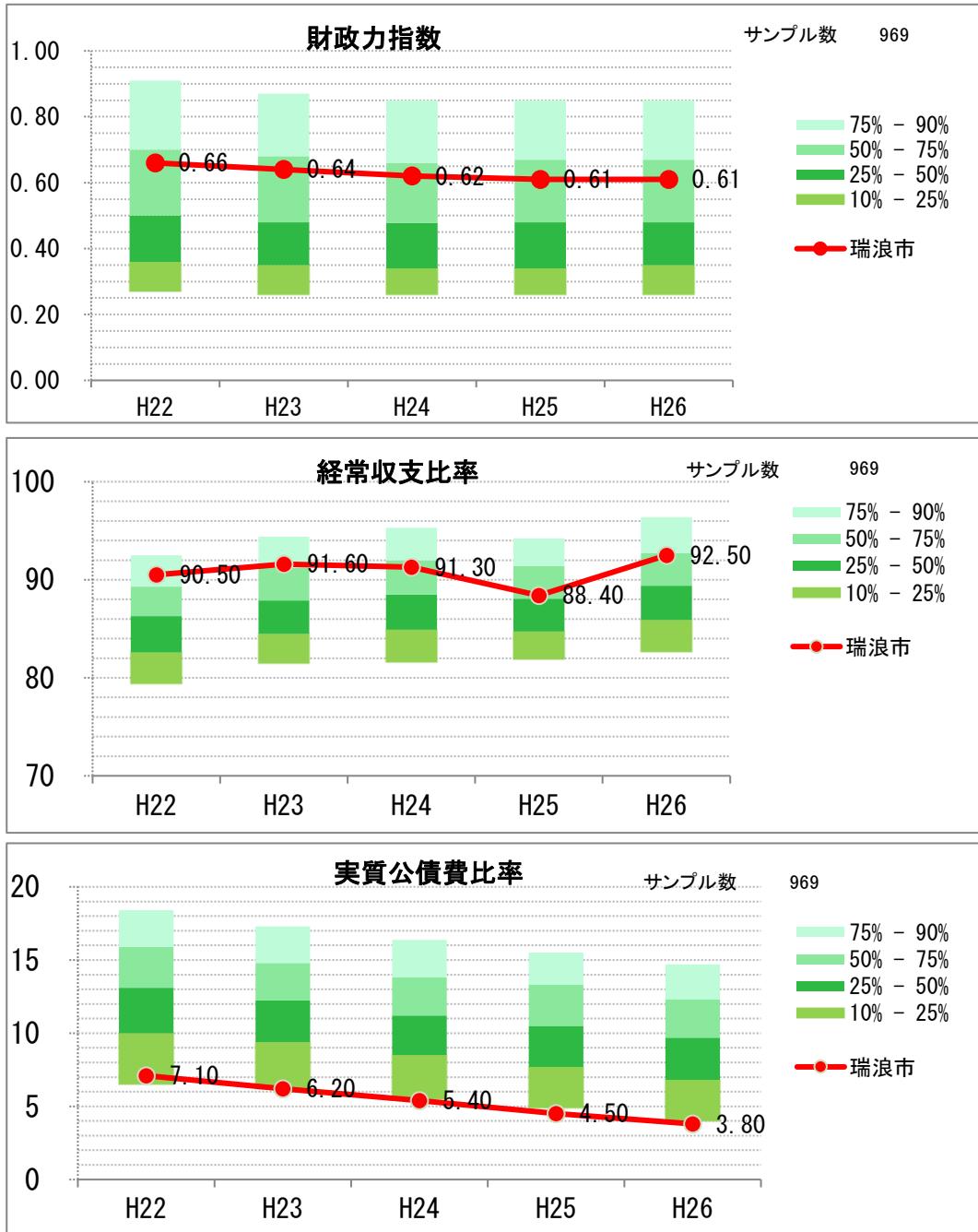
市の行政目的を基準とした目的別分類で見ると、民生費の増加傾向がみられます。予算規模が比較的小ないことから、一時的な事業費の増減により、費目ごとの変動の幅が大きくなっています。高齢化の進展に伴い、民生費や衛生費は今後も増加していくことが考えられます。市の経済的性質を基準とした性質別分類で見た場合は、福祉関係事業の拡大に伴う扶助費の増加や委託の推進による物件費の増加傾向がみられます。



出典：歳入歳出決算実績報告書

(3) 財政指標の推移

財政力指数³は、この数年低下傾向にあるものの、人口1万～10万の自治体に比較して上位に位置しています。また、経常収支比率⁴は、90%程度で高止まりしており、人口1万～10万の自治体に比較して下位に位置しています。実質公債費比率⁵については改善傾向にあり、人口1万～10万の自治体に比較して最上位に位置しています。



³ 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数。 値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

⁴ 経常収支比率：財政構造の弾力性を測定する指標。 低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。人件費や扶助費、公債費など縮減することが容易でない経費（義務的経費）に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。

⁵ 実質公債比率：地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率。地方自治体における通常収入される一般財源の規模に対する公債費の割合のこと。18%以上だと新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。

2.2 公共施設等の現状と課題

2.2.1 公共施設の現状

(1) 公共施設の総量

本市の公共施設の総延床面積は、164,207 m²で、用途別にみると、学校教育系施設（主に小中学校）が67,794 m²で最も多く41%を占め、次いで行政系施設が25,141 m²、15%、市営住宅施設が23,456 m²、14%の順となっています。

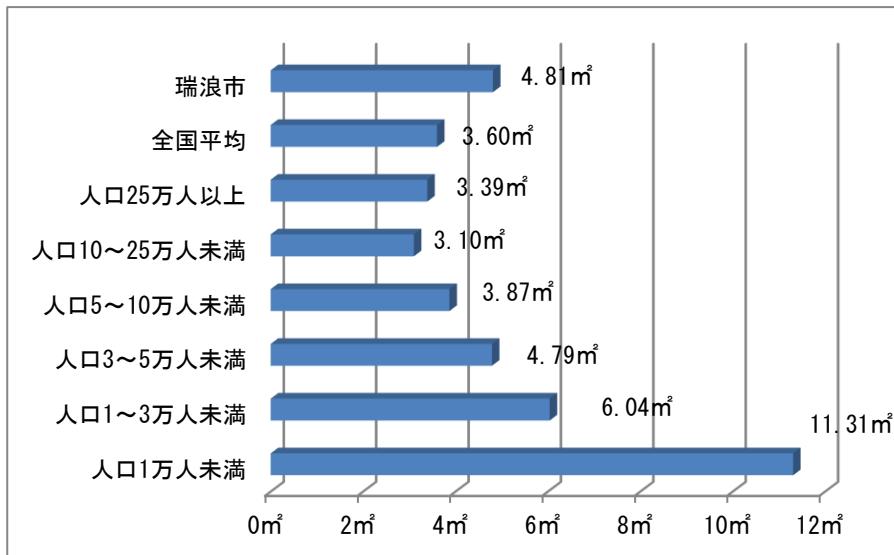
施設類型	延床面積(m ²)		
	計	1981年以前	1982年以降
文化・社会教育系施設	18,097	1,958	16,139
スポーツ・レクリエーション施設	8,782	0	8,782
産業系施設	4,903	0	4,903
学校教育系施設	67,794	21,868	45,926
保健福祉系施設	14,547	6,153	8,394
市営住宅施設	23,456	15,911	7,545
行政系施設	25,141	10,878	14,263
その他施設	1,486	878	608
計	164,207	57,646	106,561

※数値は四捨五入処理されているため、合計値に差異が発生する場合がある

※初版数値に重複計上等が判明したため訂正

(2) 人口一人当たりの公共施設延床面積

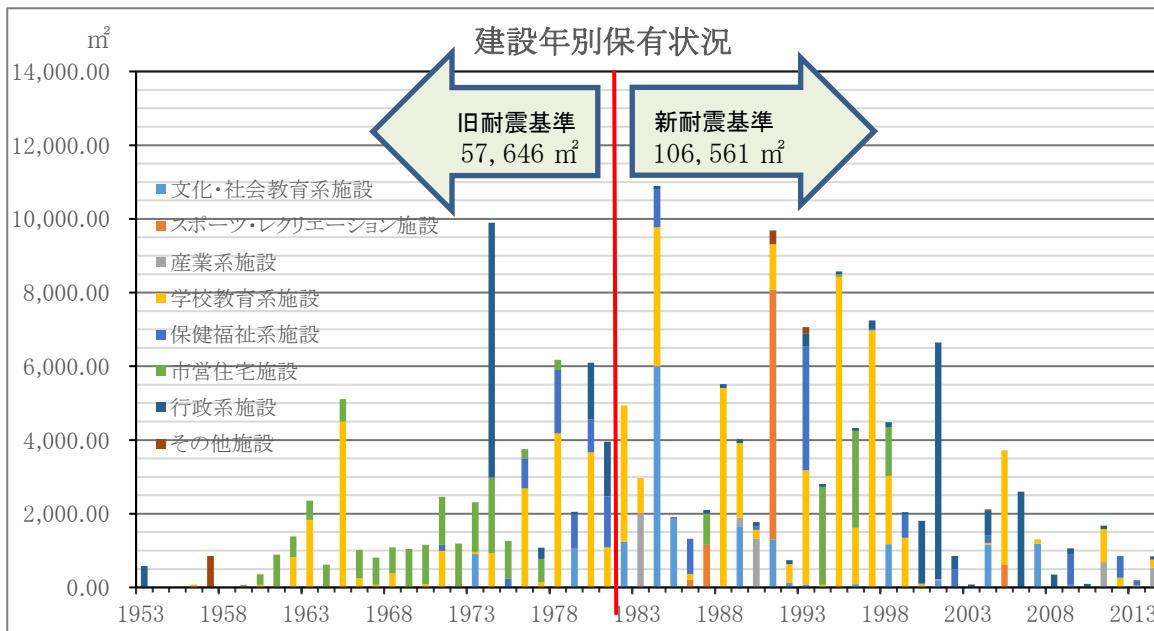
本市の人口1人当たりの公共施設延床面積は4.81 m²です。全国平均の人口1人当たりの公共施設延床面積は3.60 m²であることから、本市は全国平均と比較すると、人口1人当たりの公共施設延床面積は大きくなりますが、人口規模3万人から5万人では4.79 m²であり、平均的な規模と言えます。



出典：平成25年度公共施設状況調査結果（総務省）より抜粋

(3) 公共施設の築年別状況

本市は、比較的小さな予算規模であることから従来、計画的に公共施設等を整備してきました。したがって、更新時期も分散しています。現行の耐震基準による建物床面積が全体の70%であり、旧耐震基準による施設も、既に耐震補強はほぼ完了しています。



※平成26年度固定資産台帳によるデータ

築年別に10年ごとに分けると、築30年以下の建物床面積は全体の57%を占めています。また、築30年を超えて、大規模改修等の保全経費が必要となる時期を迎えている建物が43%あることが分かります。

既に大規模改修等を終えている施設（現存施設に限る）

総合文化センター（中央公民館）（昭和59年度建築：平成19～21年度改修）

市民体育館（平成3年度建築：平成21～23年度改修）

旧陶小学校校舎・屋体（昭和41年度建築：平成21、23年度耐震補強大規模改修）

土岐小学校校舎・屋体（昭和53・平成4年度建築：平成22～23年度耐震補強大規模改修）

竜吟幼稚園（昭和54年度建築：平成23年度耐震補強大規模改修）

陶中学校屋体（昭和46年度建築：平成24年度耐震補強大規模改修）

釜戸小学校屋体（昭和49年度建築：平成24年度大規模改修）

瑞浪幼稚園（昭和51年度建築：平成25年度大規模改修）

明世小学校校舎・屋体（昭和51・52年度建築：平成24～26年度耐震補強大規模改修）

みどり幼稚園（昭和55年度建築：平成27年度大規模改修）

市民福祉センター（平成5年度建築：平成27年度大規模改修）

一色幼稚園（昭和53年度建築：平成28年度大規模改修）

産業振興センター（旧窯業技術研究所）（昭和58・平成2年度建築：平成28年度大規模改修）

大湫町旧森川訓行家住宅（文政9年度建築：平成27～28年度大規模改修）

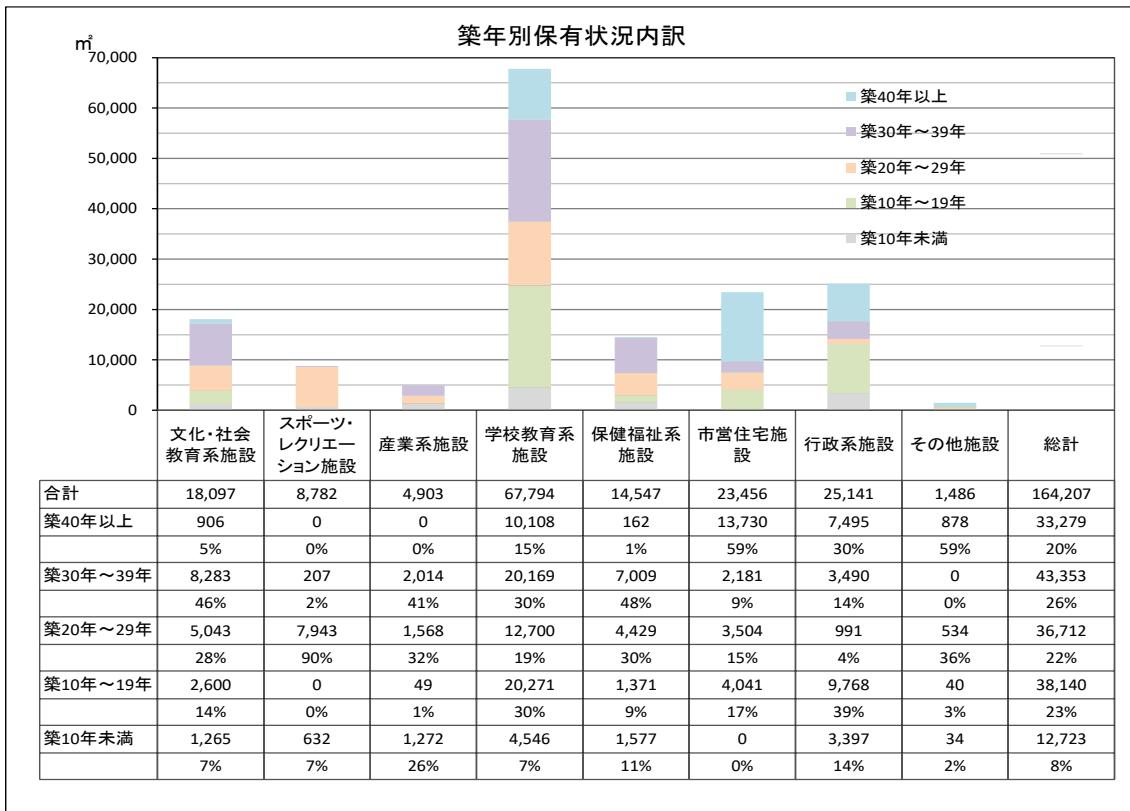
市役所本庁舎（昭和49年度建築、平成28～29年度耐震補強等大規模改修）

陶幼稚園（昭和59年度建築、平成29～30年度大規模改修）

陶小学校（平成5年度建築、平成29年度旧中学校からの転用改修）

稻津幼稚園（昭和61年度建築、平成28～29年度大規模改修）

日吉小学校（平成17年度建築、令和元年度旧中学校からの転用改修）



※平成26年度固定資産台帳によるデータ

※数値は四捨五入処理されているため、合計値に差異が発生する場合がある

(4) 施設保有量の推移

施設保有量の推移は以下のとおりです。施設保有量は減少傾向にあります。

施設類型	延床面積(m ²)					
	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度
文化・社会教育系施設	18,097	18,097	18,097	18,097	18,097	18,097
スポーツ・レクリエーション施設	8,782	8,782	8,782	8,782	8,877	8,877
産業系施設	4,903	4,903	4,903	4,903	4,903	5,201
学校教育系施設	67,794	67,794	67,794	67,794	67,794	61,247
保健福祉系施設	14,547	16,041	15,799	15,799	15,914	15,914
市営住宅施設	23,456	23,456	23,456	23,456	23,456	23,456
行政系施設	25,141	25,148	25,148	25,148	24,562	24,689
その他施設	1,486	1,486	1,486	235	235	235
計	164,207	165,708	165,465	164,214	163,839	157,716

※令和元年度固定資産台帳によるデータ

※数値は四捨五入処理されているため、合計値に差異が発生する場合がある

2.2.2 公共施設等の課題

(1) 公共施設の老朽化

本市の公共施設で築30年を超える施設は建物面積全体の4割です。これらは優先的に老朽化対策を検討する必要がありますが、大規模改修には、相当な費用が見込まれたため、今後も使用していく上で必要となる維持管理費と利用度の対比も考えなければなりません。

公共施設とインフラの減価償却率（老朽化率）⁶はそれぞれ53.8%、52.2%であり、その施設類型別の内訳は次のとおりです。

<公共施設>

施設類型	減価償却累計額 (百万円)	取得金額 (百万円)	減価償却率 (%)
文化・社会教育系施設	3,293	5,136	64.1%
スポーツ・レクリエーション施設	1,368	2,463	55.5%
産業系施設	637	1,267	50.3%
学校教育系施設	6,812	13,722	49.6%
施設類型	減価償却累計額 (百万円)	取得金額 (百万円)	減価償却率 (%)
保健福祉系施設	1,999	3,710	53.9%
市営住宅施設	1,102	1,962	56.2%
行政系施設	3,973	7,340	54.1%
その他施設	35	101	34.7%
計	19,219	35,701	53.8%

※平成26年度固定資産台帳によるデータ

<インフラ>

施設類型	減価償却累計額 (百万円)	取得金額 (百万円)	減価償却率 (%)
道路（公共工作物）	35,186	67,120	52.4%
橋梁（公共工作物）	5,606	11,231	49.9%
公園（公共工作物）	134	184	72.8%
防火水槽（公共工作物）	190	315	60.3%
その他	823	1,545	53.3%
計	41,939	80,395	52.2%
参考			
水道	4,547	15,959	28.5%
下水道	10,065	25,517	39.4%

※「その他」は農道、林道など

※平成26年度固定資産台帳によるデータ

※一部道路及び橋梁（耐用年数60年）について、令和49年度（2067年度）以降の更新費用約3億円を含む

⁶ 減価償却率（老朽化率）：資産（建物）の減価償却累計額をその取得価格で除して算出される比率

(2) 減価償却率の推移

減価償却率の推移は以下のとおりです。

<公共施設>

施設類型	減価償却率 (%)					
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
文化・社会教育系施設	64.1%	65.8%	67.4%	68.4%	70.2%	71.7%
スポーツ・レクリエーション施設	55.5%	57.5%	59.5%	61.4%	62.7%	64.1%
産業系施設	50.3%	52.8%	45.0%	47.2%	49.3%	45.6%
学校教育系施設	49.6%	51.5%	53.3%	54.4%	45.1%	47.0%
保健福祉系施設	53.9%	43.1%	45.0%	48.2%	49.0%	52.1%
市営住宅施設	56.2%	58.0%	59.4%	61.4%	63.4%	65.4%
行政系施設	54.1%	58.1%	60.2%	57.9%	60.5%	62.6%
その他施設	34.7%	56.6%	60.1%	63.9%	67.4%	70.1%
計	53.8%	54.7%	56.1%	56.9%	54.2%	56.0%

<インフラ>

施設類型	減価償却率 (%)					
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
道路（公共工作物）	52.4%	54.3%	56.0%	57.8%	59.5%	61.5%
橋梁（公共工作物）	49.9%	51.2%	52.3%	53.5%	54.8%	55.9%
公園（公共工作物）	72.8%	72.5%	72.4%	73.6%	76.1%	63.3%
防火水槽（公共工作物）	60.3%	63.4%	65.5%	68.1%	70.4%	73.0%
その他	53.3%	51.9%	52.9%	54.5%	55.8%	54.1%
計	55.2%	53.9%	55.5%	57.2%	58.9%	60.6%
参考 水道施設（企業会計）	28.5%	36.5%	38.4%	40.6%	42.2%	43.9%
参考 下水道（H28より企業会計）	39.4%	43.6%	4.1%	7.7%	11.6%	15.3%

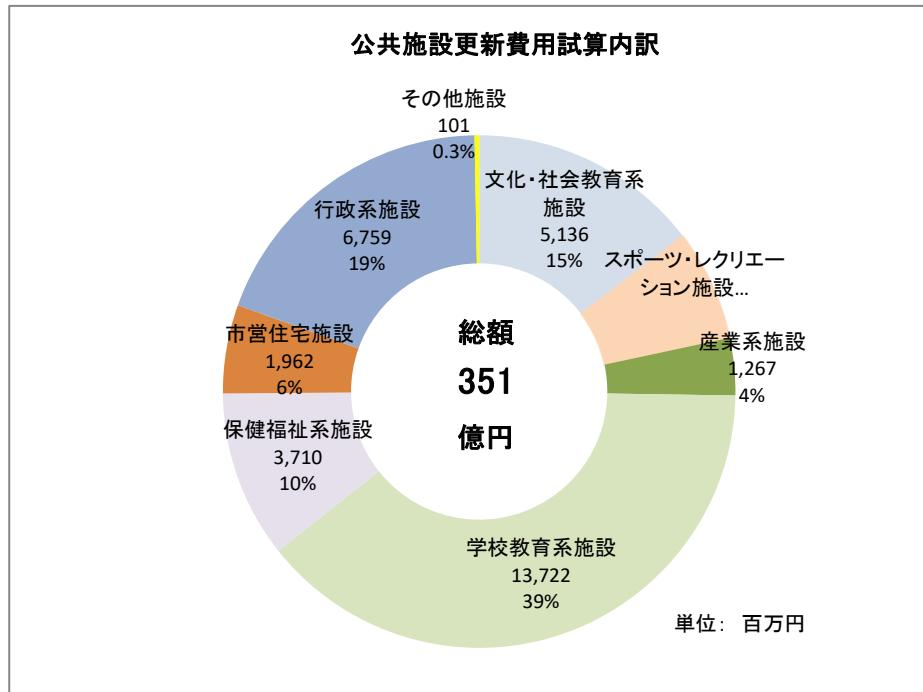
(3) 人口減少によるニーズの変化

少子高齢化の進行による人口減少に加え、年齢階層別的人口数及びその割合が変化することで、公共施設等の必要な規模の変化が予想されます。将来的には、学校教育系施設に対するニーズの減少や、保健福祉系施設に対するニーズの増加など、公共施設等全体に対するニーズの変化が想定されます。今後は、公共施設に求められる規模、役割及び機能の見直しなど公共施設等全般にわたる検証とともに、長期的な需要動向を勘案し、適切に対応する必要があります。

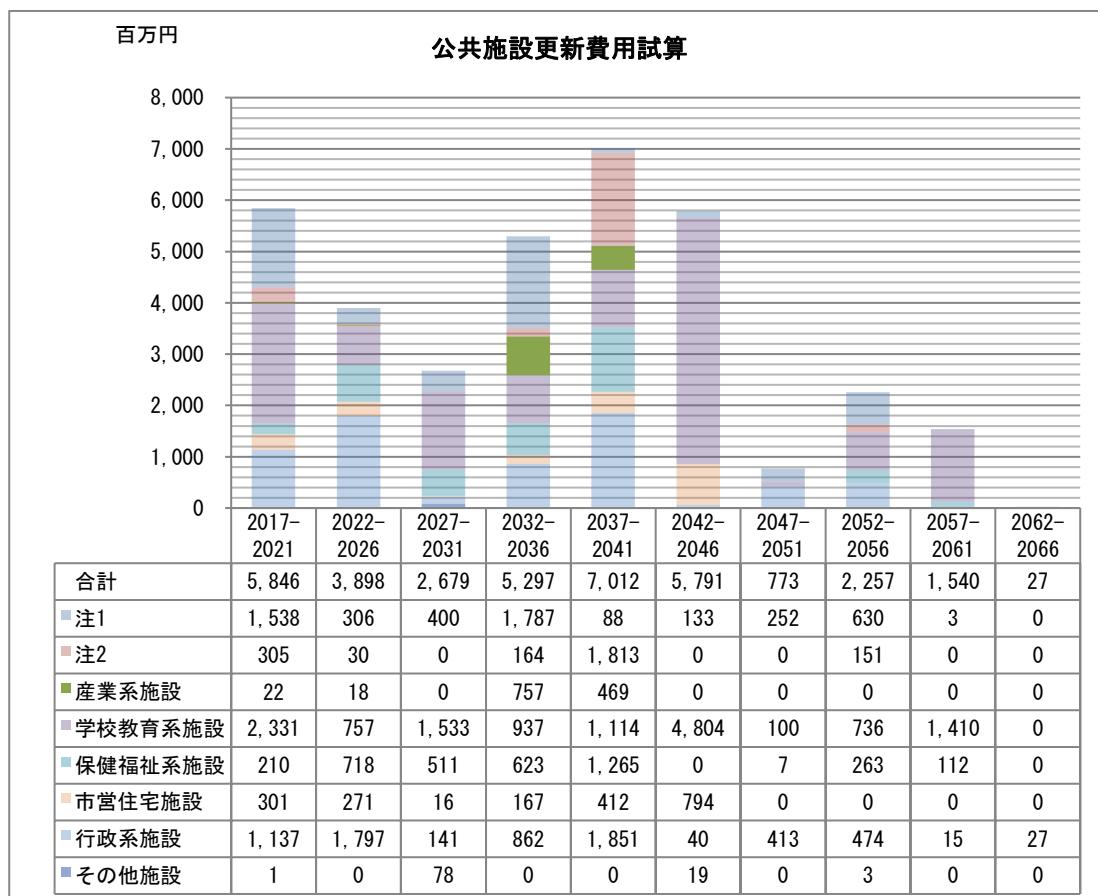
(4) 公共施設等を維持するための財源不足

① 公共施設の将来の更新費用

本市の公共施設の更新について、今後50年間の費用を推計しました。今ある全ての公共施設（建物附属物を含む）の機能を令和48年度（2066年度）までの50年間、維持するための更新費用は351億円程度であり、1年当たり約7億円の費用が必要と試算されます。



※取壊し予定の公共施設については更新費用には含めていない



注1：文化・社会教育系施設

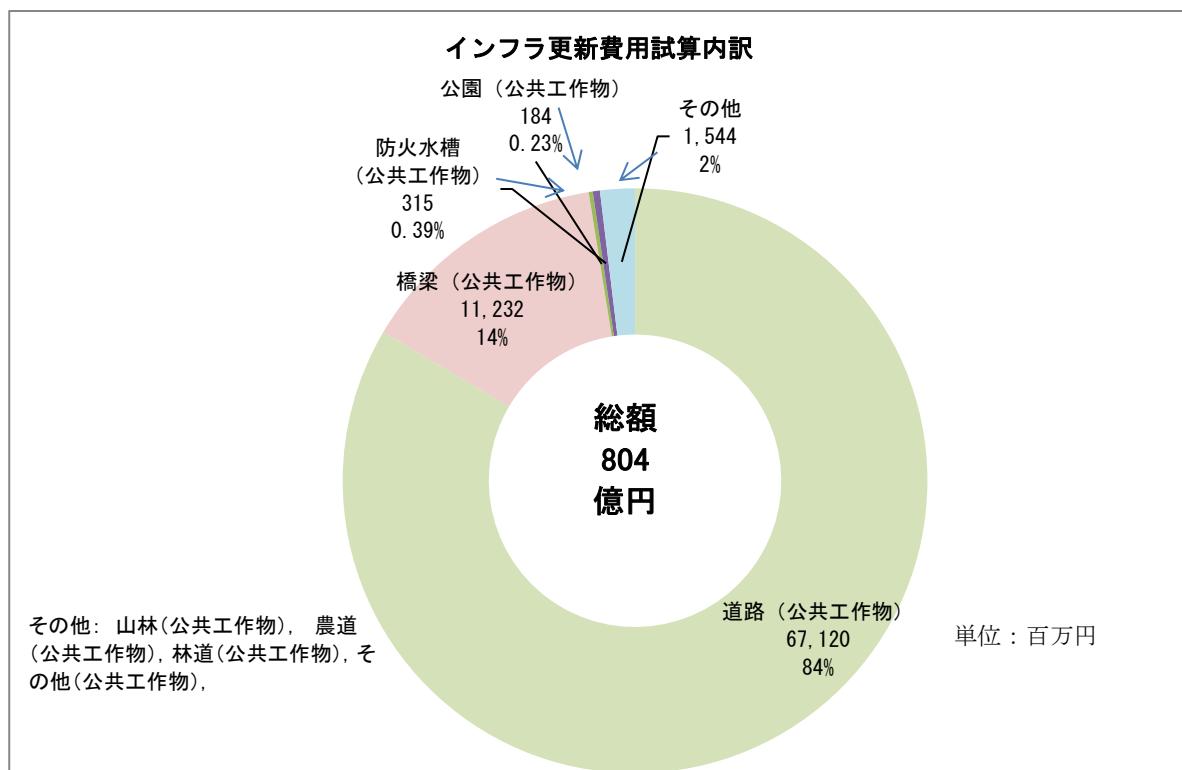
注2：スポーツ・レクリエーション施設

※平成26年度固定資産台帳によるデータ

※数値は四捨五入処理されているため、合計値に差異が発生する場合がある

② インフラの更新費用

公共施設と同様の推計方法により、本市の上下水道施設を除く道路、橋梁、公園等にかかるインフラの費用を推計しました。今ある全てのインフラの機能を令和48年度(2066年度)までの50年間、維持するための更新費用は801億円程度、1年当たり約16億円の費用が必要と試算されます。



※一部道路及び橋梁（耐用年数60年）について、令和49年度（2067年度）以降の更新費用約3億円を含む



※平成26年度固定資産台帳によるデータ

※インフラの長寿命化を図ることで費用の平準化を行った場合の試算

※道路の更新費用は、20年後に突出するため、前後15年に分割して計算している

※上下水道を除く

※数値は四捨五入処理されているため、合計値に差異が発生する場合がある

③ 公共施設及びインフラの更新費用

公共施設とインフラ（上下水道施設を除く）を併せた、累計費用額は1,158億円程度、1年当たり約23億円と試算されます。平成22年度（2010年度）から平成27年度（2015年度）の6年間の普通建設事業費は、年間約21億円となっており、年間2億円の資金不足が発生すると試算されます。



算出方法：公共施設及びインフラ更新費用を、耐用年数到来年度毎に5年のグルーピングをして集計。但し、すでに耐用年数が到来している施設等については、平成29年度（2017年度）に更新されるものとして試算。

※平成26年度固定資産台帳によるデータ

※普通建設事業費は歳入歳出決算実績書による

※インフラ施設は上下水道を除く

※数値は四捨五入処理されているため、合計値に差異が発生する場合がある

※参考

インフラの総量

基準日 : H27. 3. 31

施設類型		箇所数等	
道路		585, 173m	
橋梁		388 橋 (4, 239m)	
公園		81 箇所	
防火水槽		139 基	
その他		103, 985m	
参考	水道	管路	446, 727m
		配水池	26 施設
		ポンプ場	24 施設
	下水道	管路	247, 164m
		処理場	4 施設
		ポンプ場	3 施設

※「その他」は農道、林道など

④ 現在要している維持管理経費

直近 6 年間の維持管理経費は次のとおりです。

(千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
施設	1, 995, 107	2, 181, 909	2, 392, 818	2, 076, 443	4, 082, 142	1, 674, 182
インフラ	630, 134	626, 066	829, 447	665, 855	776, 172	690, 622
計	2, 625, 241	2, 807, 975	3, 222, 265	2, 742, 298	4, 858, 314	2, 364, 804

各年度 地方財政状況調査によるデータ。維持補修費及び投資的経費の計

※数値は四捨五入処理されているため、合計値に差異が発生する場合がある

第3章 公共施設等のマネジメント

3.1 基本方針

現行の公共施設等は老朽化しつつあり、今後は老朽化に対する対応の必要性が加速していくことが見込まれます。

大量の公共施設等が老朽化している中で、耐震性能の付加など公共施設等の品質の保持や長寿命化のための大規模改修等の計画的な保全が必要であり、これについては、「公共建築物・構造物耐震化計画」により既に取り組んでいるところですが、引き続き取組を続けていかなければなりません。

公共施設等は、集約化、多機能化・複合化や民間施設としての利用など、総量を削減してもその機能を維持できるよう工夫し、また、中長期的に費用の平準化を行うなど持続可能な財政運営を行う工夫をすることが必要です。次世代により良い公共施設等を繋いでいかなくてはなりません。

そのためには、公共施設等の機能、あり方について検証し創造していくことが本市の公共施設等のマネジメントです。

しかし一方、道路や橋梁などのインフラは、市民の日常生活や経済活動にかかせないものであり、大規模災害時の救援や災害復旧活動等においても重要な基盤となるため、その削減には限界があります。また、道路や橋梁に、大きな予算を割り当てるこになれば、その分公共施設の予算への影響から、最低限必要な公共施設も維持できなくなることも考えられます。

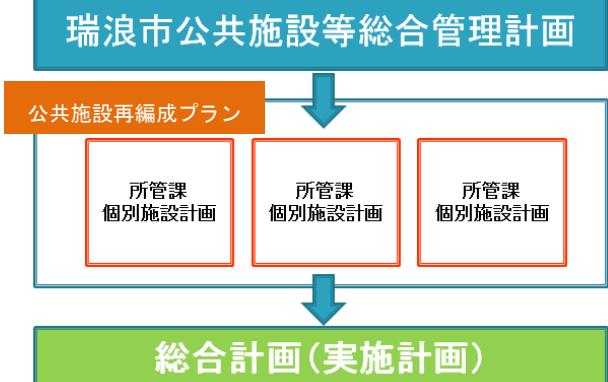
公共施設の機能とインフラとのバランスのとれた維持を図りつつ、総合的見地から公共施設等のあり方を検証し、そのマネジメントを成功へ導くためには、市民との協働を重視した手法が重要となります。

本市では、この基本方針に基づき各施設の適正な機能の確保及び効率的な管理運営を実現するため、公共施設を対象に、施設の特性と地域性を考慮しながら、存続、集約化、複合化・多機能化、転用、廃止（除却）などを検討し、個別施設の具体的な再編の方向性に関する必要な事項を定める「再編成プラン」及び「個別施設計画」策定し、推進を図るとともに、財政状況を勘案しながら市の最上位計画である総合計画の実施計画に反映していきます。

＜基本コンセプト＞

持続可能な公共サービスを提供する

各計画イメージ



3.2 マネジメントの基本方針

3.2.1 公共施設の管理に関する基本方針

従来からの維持修繕・長寿命化を中心とする取組だけでは、費用平準化で一定の効果は期待できるものの、更新問題を解決するには十分ではありません。そのため、マネジメントの基本方針を、「総量の削減」、「中長期的なコスト管理」、「効果的・効率的な管理運営」とし、総量削減を最優先に考え、そのうえで維持修繕・長寿命化などの様々な取組を計画的に推進します。

【基本方針 1】総量の削減

今後 50 年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合、資産更新費用は、公共施設で約 351 億円、道路や橋梁を含んだインフラで約 801 億円、総額約 1,152 億円と試算され、単年度当たり 23 億円の更新費用が必要と試算されます。

平成 22 年度から平成 27 年度の普通建設事業費は、平均で単年度当たり 21 億円となっており、今後 50 年間にわたりこの水準が維持できたとしても、単年度当たり、年間約 2 億円が資金不足と試算されます。

(百万円)

	単年度当たり
1 公共施設 更新費用	702
2 インフラ 更新費用	1,602
3 更新費用必要額(=1+2)	2,304
4 普通建設事業費(H22 年～H27 年)実績	2,108
5 差額(=3-4)	196

この不足額を、将来の公共施設及びインフラの更新費用の削減によって補った場合、その削減率は、10% ($\div 196 / 2,304$) と試算されます。

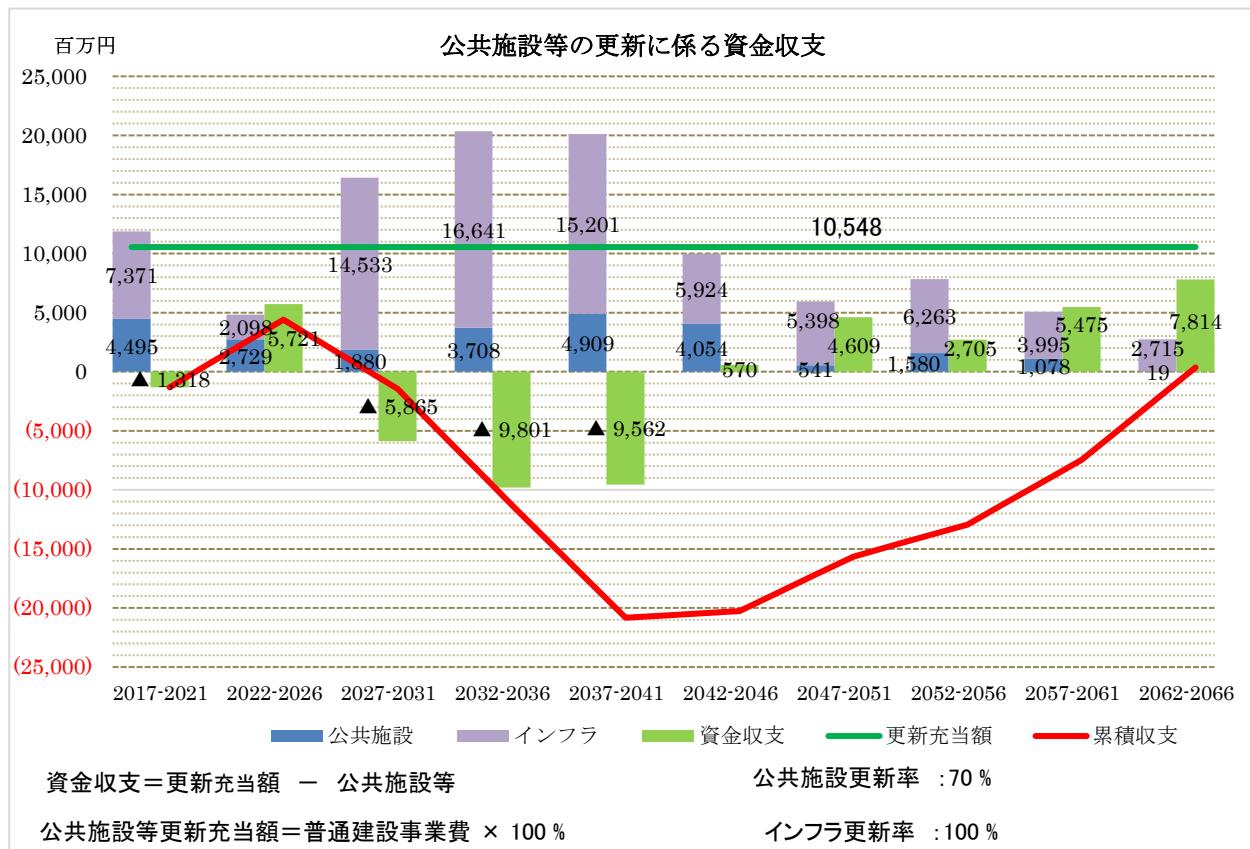
したがって、令和 48 年度（2066 年度）までに公共施設等の更新費用（総量）を 10% 削減する必要があります。

しかし、道路や橋梁などのインフラは、前述したとおり、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤施設として重要な役割を担っており、インフラの削減は現実的ではありません。

インフラの適正規模と配置を進めますが、不足額を公共施設のみの更新費用の削減によって補った場合、その削減率は、30% ($\div 196 / 702$) と試算されます。

以上の検討から、令和 48 年度（2066 年度）までに公共施設の更新費用（延床面積）を 30% 削減することを目指します。

今後 50 年間に予定されている公共施設の更新費用を 30% 削減した場合、その財政収支は次のように試算されます。



資金累積収支は、令和23年度（2041年度）に最大204億円の赤字と試算されますが、50年後の令和48年度（2066年度）には、8億円の黒字と試算されます。赤字に対応するためには、PPP⁷/PFI⁸などの民間資金、民間活力を活用した管理手法の導入を検討するなど、市民サービスの維持に努めなければなりません。

【基本方針2】中長期的なコスト管理

本市においては、これまでにも耐震補強や大規模改修などを計画的に行ってきましたが、さらに、計画的な維持修繕を行い、施設の長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを縮減するとともに、中長期的な視点から将来の修繕工事の計画的な分散により、費用負担の平準化を図ります。

【基本方針3】効果的・効率的な管理運営

公共施設の設置場所や利用時間、建物の構造及び当該公共施設の利用者数の推移など市民ニーズの変化を踏まえて、稼働率が低い、または維持管理コストが高い公共施設については、利用形態及び運営形態の改善を図り、新たな行政需要に対応するため他用途への転用など、既存施設の有効活用を推進します。

また、多くの公共施設は、災害発生時にも重要な役割を担うことが考えられるため、防災機能の強化を図ります。

⁷ PPP：地方公共団体と民間が連携して、公共サービスの提供を行うスキームを呼ぶ（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝公民連携）PPPの中には、PFI、指定管理者制度、民間委託、等も含まれる

⁸ PFI：公共施設等の「設計、建設、維持管理・運営等」に、民間の資金やノウハウ（経営や技術的等）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法（Private Finance Initiative）

3.2.2 インフラの管理に関する基本方針

これまでに蓄積してきたインフラは膨大な量となっています。「規模」、「質」、「コスト」の観点から、マネジメントの基本方針を「社会構造の変化や市民ニーズに応じた最適化」、「安全・安心の確保」、「中長期的なコスト管理」とします。市民ニーズの多様化、社会経済情勢の変化による利用需要に応じた最適なインフラの総量・配置を推進するとともに、安全性を確保した上で、業務の見直しによる管理費の縮減や機能を維持しながらインフラの長寿命化を推進させることなどで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

【基本方針 1】社会構造の変化や市民ニーズに応じた最適化

今後の人口減少や社会経済情勢の変化により、インフラに求められる市民ニーズや機能が、変化していくものと考えられます。

そのため、老朽化対策の検討に際しては、防災機能の強化やユニバーサルデザイン⁹の導入など、社会の要請に応じた機能への対応を進め、市民ニーズや利用需要に基づき、インフラの適正な規模と配置を図ります。

【基本方針 2】安全・安心の確保

インフラは、市民の社会生活の基盤となる施設であり、その総量を縮減することは困難と考えられます。

そのため、従来の事後保全型から予防保全型¹⁰の維持管理を導入し、計画的・効果的な維持管理を行い、事故の未然防止を図ることで、施設の安全性、長寿命化を行っていきます。

【基本方針 3】中長期的なコスト管理

厳しい財政状況下で、その総量を縮減することが困難なインフラを維持していくためには、中長期的なライフサイクルコストの縮減による財政負担の軽減や予算の平準化を図る必要があります。

そのためには、計画的・効果的な維持管理を行い施設の長寿命化を図ることで維持管理・更新等のライフサイクルコストを縮減させます。修繕工事を計画的に分散させることにより費用負担の平準化を図ります。

⁹ ユニバーサルデザイン：高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように建造物、生活空間などをデザインすること

¹⁰ 予防保全：故障が発生する前に計画的に修繕を実施するという考え方。予防保全に対し、故障発生の都度、修繕を行うという考え方を事後保全という

3.3 マネジメントの実施方針

3.3.1 公共施設の管理に関する実施方針

(1) 総量の削減

① 多機能化・複合化の推進

今まででは、一つの目的に対して一つの施設をという考え方が主流でしたが、市民ニーズの多様化に対応し、一つの施設で二つ以上の目的を果たすことができる、多機能化・複合化を進め新たな行政サービスの提供の場をつくり出します。

② 更新（建替え）時の見直し

施設の更新（建替え）については、スケルトン・インフィル方式¹¹による建設を検討し、時代の変化に対応できるようにします。また、施設の必要性や稼働率、費用対効果を勘案し、市民ニーズの多様化に対応した施設として、多機能化及び複合化を推進し、防災機能の向上及び環境負荷低減の取組として再生可能エネルギー¹²の導入を検討します。さらに、同規模の施設を整備するのではなく、必要性の高い機能を提供する規模を基本として、総量の削減を図ります。

併せて、建設に要する投資的経費に加え、管理運営等に要する経常的経費を試算し、建替えの是非についての議論を深めます。

③ 新設の抑制

公共施設の新設は抑制することを基本とし、現存する施設の有効活用を検討します。ただし、政策的に新設が必要な場合には、長期的な総量規制の範囲内で、施設の必要性や稼働率、費用対効果を検討することとします。その際は、多機能化及び複合化の視点、さらにスケルトン・インフィル方式、ユニバーサルデザイン及び防災機能に留意するとともに、環境負荷低減の取組として再生可能エネルギーの導入を検討します。

④ 広域連携の推進

一つの自治体がすべての施設を保有するという、いわゆるワンセット主義の考えから脱却を図り、広域利用が可能な施設については、近隣自治体との共同利用を図ることで、施設の効率化に繋がると考えられます。このことから、近隣自治体及び関係機関と公共施設の広域連携の推進について検討します。

⑤ 資産の圧縮

余剰施設が生じた場合は、施設の活用策を検討します。しかし、有効的な活用策がない場合には、施設の売却を検討、または施設解体撤去の上、更地として売却し、その収入を他の施設の建替え及び大規模改修の際の財源に充てるなど、遊休資産の適切な活用と処分を推進します。しかしながら、売却が困難な場合には取壊しや立入規制を行うなどして、市民の安全を図ります。

¹¹ スケルトン・インフィル：建物を構造体と内装・設備に分けて設計する考え方のこと。「スケルトン」は、建物の構造体や共用設備、「インフィル」は個人専用の間取りや設備のこと

¹² 再生可能エネルギー：石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと

(2) 中長期的なコスト管理

① ライフサイクルコストの縮減

耐久性に優れた部材の採用、また計画的な維持修繕を実施することで、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減します。また、施設等にLED照明を導入するなど省エネルギー化による経費削減とともに脱炭素化を図ります。

② 費用の平準化

定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握する一方で、各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設改修また更新については、優先順位を明確にして、一時期に集中的に財政負担が発生することがないよう、各施設の保全時期を調整し、費用の平準化を図ります。

(3) 効果的・効率的な管理運営

① 計画的な維持管理による長寿命化

長期にわたって使用できる公共施設等の形成を目的とし、施設全体の状況を点検・評価しながら、予防保全型の修繕を行い、大規模改修や更新（建替え）の周期を長期化する「長寿命化」となるよう、計画的な維持修繕を行います。

② 官民連携（指定管理者制度の導入）の推進

本市では、すでに23の施設に指定管理者制度¹³を導入しています。施設の管理において、市民ニーズの多様化に民間事業者等のノウハウを活用し、利用者の利便性向上などを図っています。今後も、より効果的・効率的なサービスを提供することを目的に、指定管理者制度の導入を推進します。

③ 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料は利益を受ける者がその給付に対して負担するものであり、給付と負担との間に対価関係があります。そこで、公共施設等を利用する者と利用しない者の公平性を確保する点から、「公共サービスの対価」として受益者から応分の経済的負担を求めるものです。

本市では、受益者負担の適正化を図るため、使用料・手数料の見直しを行います。

④ 防災対策の推進

東日本大震災を契機に、地域の防災拠点として公共施設等が果たす役割が改めて認識されました。特に、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる学校施設など、発災直後から被災者を受け入れなければならない公共施設については、電気・水道などのライフラインの確保が問題となりました。

このため、大規模改修や建替えの際には、地域防災計画を踏まえ、耐震性に加え、発電設備や給水設備などの災害対策機能の強化を考慮するものとします。

¹³ 指定管理者制度：地方公共団体が住民の福祉増進を目的として設置した施設を民間事業者・団体等に管理運営させる制度

⑤ 施設の有効活用

人口減少や社会経済情勢により、市民ニーズが変化しています。このため、公共施設等の中には機能や配置が適切でなくなった公共施設や、利用状況・効率の低い公共施設が考えられます。このような公共施設については、使用形態・利用形態の見直し、ライフサイクルコストの削減などの検討を行い、施設の効率化を図っていきます。

また、公共施設等の使用形態・利用形態の見直しを行っても改善が見られない公共施設は、多機能化及び複合化、他用途への転用などを行います。

3.3.2 インフラの管理に関する実施方針

(1) 社会構造の変化や市民ニーズに応じた最適化

① インフラの適正配置

インフラは、市民の社会生活の基盤となることから、その総量を縮減することが困難な公共施設等となります。しかし、今後の人口減少や社会経済情勢の変化により、インフラに求められる市民ニーズや機能の変化が生じるものと考えられます。このことから、施設の整理・廃止等を検討するなど、市の都市計画との整合を図りながら、インフラの適正な規模と配置を進めます。

② 社会の要請など新しいニーズへの対応

時代とともに、インフラに求められる市民ニーズや機能も変化していきます。そのため施設の更新等を契機に、市民ニーズをくみ取った施設、防災機能の強化やユニバーサルデザインの導入など、各施設において新たに求められる機能や質を精査し、必要性を検討した上で、質的向上や機能の追加を図ります。

(2) 安全・安心の確保

① メンテナンスサイクルの構築

インフラは利用状況・設置状況により、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。現状では、インフラの寿命を精緻に評価することは難しく、このため、インフラの定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」を構築します。このサイクルを通して、施設に求められる適切な性能をより長期間保持するための施設個別の長寿命化計画等を作成し、構造物等の維持管理を効率的、効果的に進めていきます。

(3) 中長期的なコスト管理

① 予防保全型の維持管理の導入

厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持していくには、施設のライフサイクルコストを縮減し、予算を平準化していく必要があります。

このため、インフラの長寿命化を図り、大規模修繕や更新ができるだけ回避することが重要であり、安全性や経済性を踏まえ、損傷が軽微である早期の段階で予防的修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る「予防保全型の維持管理」の導入を推進します。

② 維持管理の容易な構造の選択等

維持管理コストは、管理水準や採用する構造・技術等によって変化します。新設・更新時には維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用し、維持管理コストの縮減に努めるとともに、各施設の特性を考慮するなど、合理的な対策を選択します。

③ 新技術の導入

点検・診断や補修等を効果的・効率的に活用するために、分野毎・メンテナンスサイクルの段階毎の技術動向を把握するとともに、重点的に取り組むための仕組みを構築します。

④ 官民連携

指定管理者制度や業務委託のほか、インフラ整備・運営を一体的に民間事業者に委ねるPFI手法は、公共施設の整備事業に民間の様々なノウハウの導入により、行政サービスの向上が期待されます。これらを積極的に検討し、市民サービスの維持・向上と経費節減を図ります。

3.4 マネジメントの実行

3.4.1 マネジメントの実施体制

(1) 公共施設等マネジメントの推進体制の整備

公共施設等の管理を組織横断的な連携において推進するために、公共施設情報を一元管理する必要があります。調整部門を設置し、各公共施設を効率的に維持管理するための公共施設等マネジメントの推進体制を整備します。

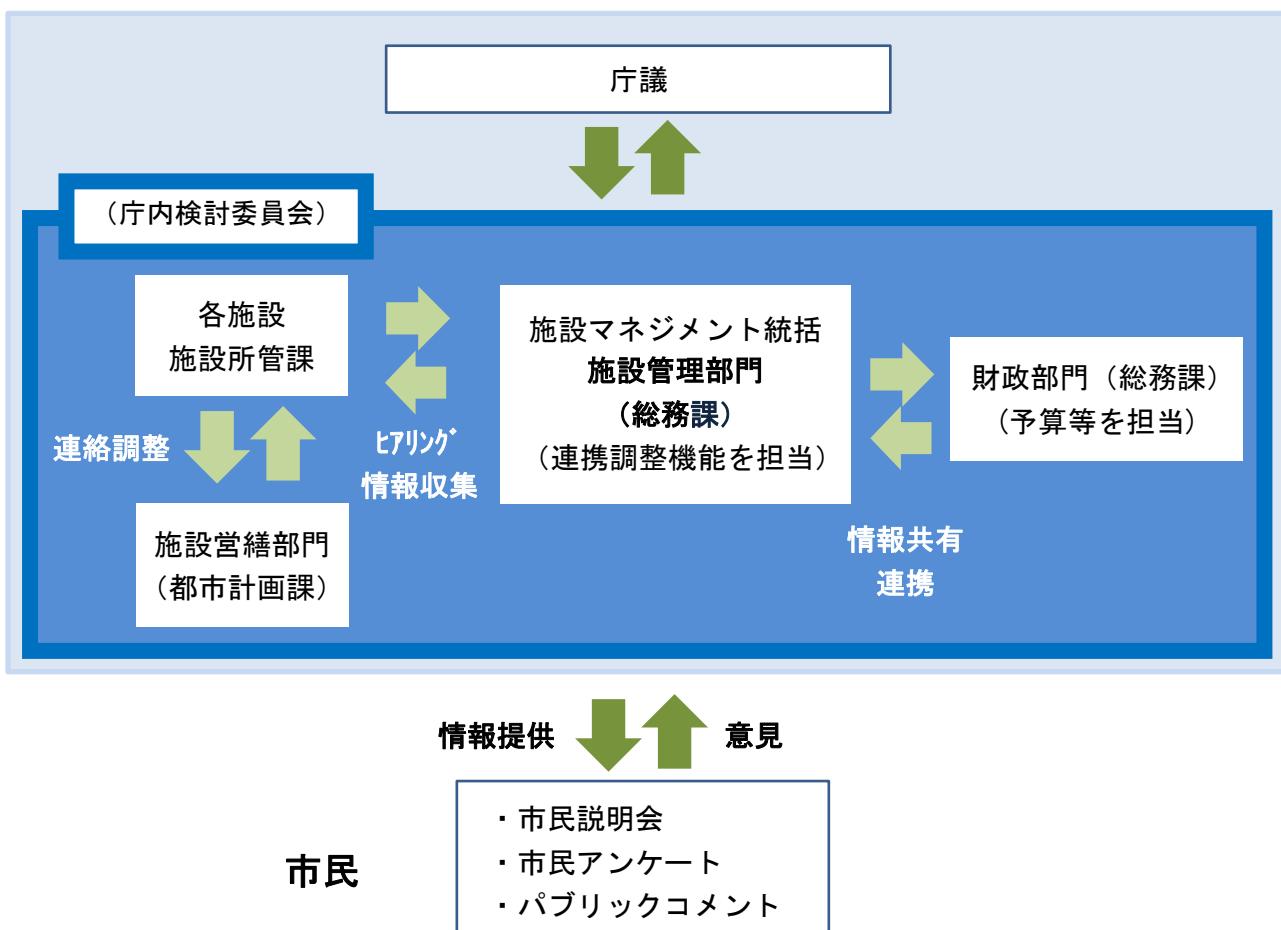
① 公共施設等マネジメント推進体制

公共施設等マネジメントの取組を推進するために、**施設管理部門（総務課）**が各所管課との連携調整機能を持ちつつ、各公共施設等の設備等の劣化状況や稼働状況、管理運営費用等について、所管課と協議して施設の管理情報を整理し、公共施設マネジメントを統括します。さらに、公共施設等再編成の取組の重要性を市民に示し、再編成の進行管理を行い、実効性を高めていきます。

公共施設等の再編成（多機能化・複合化等）にあたっては、府内の連携が不可欠です。このため、**施設管理部門（総務課）**が各施設情報を集約して公共施設等マネジメントを統括し、技術的な知識をもとに大規模改修や長寿命化を実施する施設営繕部門（都市計画課）及び予算・中期財政計画等を担当する財政部門（総務課）と情報を共有し、連携を強化します。

また、公共施設等再編成を推進するにあたり、幅広い視点から検討するため行政内部において公共施設等総合管理計画に関する府内検討委員会を設置し、全庁的な推進体制をもって適宜認識の共有を図り、施設の有効活用や全体最適化を効果的に進めます。

<公共施設マネジメント推進体制>



② 職員意識の醸成

公共施設再編成においては、全庁的な取組が必要となります。そのためには、全職員の意識啓発と認識共有の推進が必要あります。公共施設の更新問題に対応するためには、技術的・事務的両面のスキルが必要となり、人材強化策として、業務のマニュアル化や研修を行い、職員の意識の醸成を図り、公共施設再編成に関する意識啓発に努めていきます。

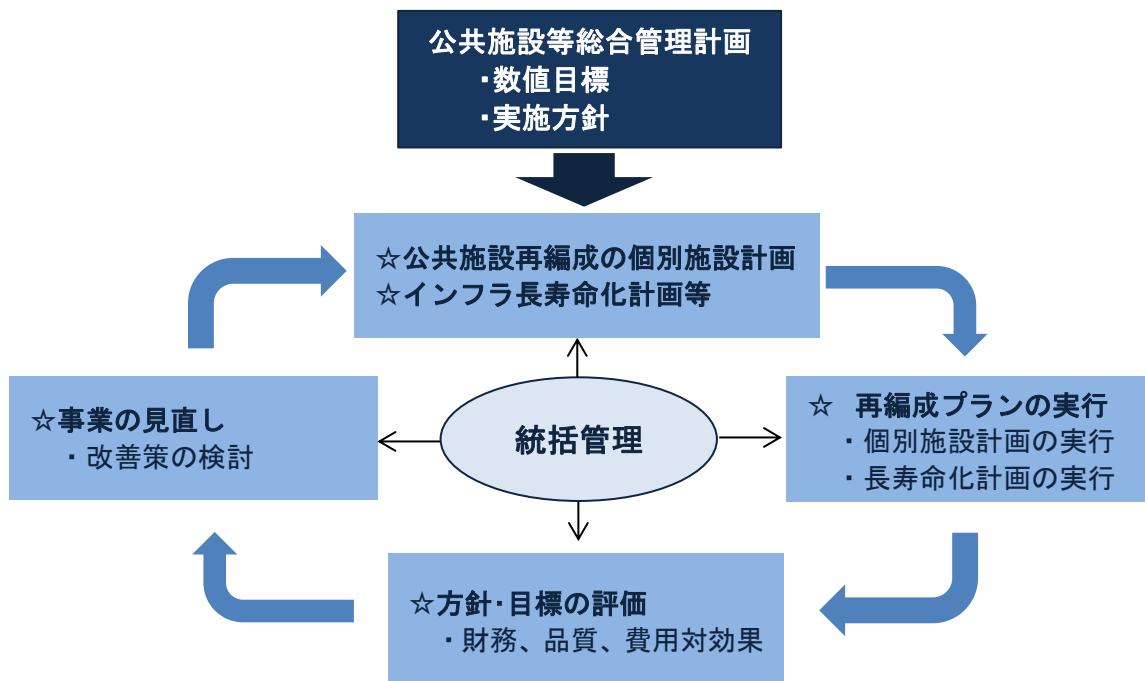
③ 市民との情報共有

公共施設等の再編成を実行していくためには、市民の理解と協力が必要です。このため、利用状況の継続的な把握を行い、必要に応じ市民アンケートを実施するなど市民ニーズを的確に把握し、適時適切な情報提供や意見聴取を行うなど、市民と共に認識の上で、持続的かつ適切な公共サービスの提供を行っていきます。

④ P D C A サイクルの実施

公共施設等マネジメントを着実に進めていくためには、P D C A サイクル¹⁴（計画→実行→評価→改善のサイクル）を活用した業務サイクルを定着させることが重要となります。

本計画に基づき具体的な公共施設等再編成の個別施設計画を段階的に策定するため、定期的に施設データを更新し、データに基づく客観的な評価を行います。また、インフラについては、既に策定済みのインフラ長寿命化計画等を推進します。これらの個別施設計画等を再編成プランとして実行し、その取組効果の検証を行い、必要に応じて計画の改定を行います。このような流れで公共施設等マネジメントの確実な推進を図ります。



¹⁴ P D C A サイクル：マネジメント手法の一種で、「計画（P l a n）」、「実行（D o）」、「評価（C h e c k）」、「改善（A c t i o n）」のプロセスを順に実施することで業務を継続的に改善すること

3.4.2 個別施設計画の策定

個別の公共施設の具体的な見直しは、公共施設再編成の個別施設計画で定めることとします。

この個別施設計画は、公共施設を適切に維持管理し持続可能な財政運営の観点から、10年程度の中長期的な期間において主に老朽化が進む公共施設を中心に、統合や建替えを含む適正な機能の確保及び効率的な管理運営を実現するために策定し、総合計画の実施計画の中で反映していきます。

このため個別施設計画を策定する際は、公共施設の老朽化等の物理的状況や利用状況及びコストなどを考慮するものとします。

なお、インフラについては、「個別施設毎の長寿命化計画」により対応します。

3.4.3 計画的・効率的な維持管理

(1) 施設現況の把握

① 点検の実施

公共施設の機能を維持するためには、施設の老朽化を正確に把握し、それに対応した維持管理が必要となります。適切な維持管理ができない場合、施設の機能低下、ランニングコストの増大、損傷部改修の先送りによる不具合発生などが考えられます。これらを防ぐためにも、維持管理における「点検」が重要になります。

点検については、施設担当者が当該施設の設備等の点検内容について理解するとともに、直接現場を確認することで、施設の現況把握を行います。

② 診断等の実施

インフラについては、「個別施設毎の長寿命化計画」に基づき点検・診断を実施するとともに、「予防保全型」による対策を実施し、施設の長寿命化を図ります。

(2) 施設情報の整備

① 固定資産台帳の活用

本市では、平成26年度から、「統一的な基準による地方公会計」による固定資産台帳を整備しています。今後も公共施設等を財政面からも適正な管理をしていくために、中長期的な財政シミュレーションの定期的な実施や計画の見直しに活用します。

② 施設カルテ

公共施設再編成を実行する際には、多くの市民の納得が得られるよう、各公共施設に関する客観的なデータが必要です。固定資産台帳をもとに、資産情報、コスト情報、設備管理情報、保守点検及び施設利用などの公共施設等も情報を継続的に一元管理し、施設の費用対効果を示す客観的なデータとなる施設カルテを平成28年度に作成し、今後も随時更新していきます。

施設カルテは、施設評価のツールとして活用し、公共施設等総合管理計画の見直しに合わせ、市ホームページ等に掲載し、広く市民に情報提供します。

(3) 計画的な維持修繕と長寿命化の実施

① 総合的かつ計画的な管理

公共施設の定期的な点検・診断を実施し、総合的かつ計画的な管理に基づいた維持修繕により、施設の長寿命化を図ります。

② ライフサイクルコストの抑制

ライフサイクルコストは、施設の設計・監理・建設費などの初期費用であるイニシャルコスト¹⁵と、施設での維持管理・運用・保全・修繕等にかかるランニングコストがあります。一般的な事務所建物のイニシャルコストはライフサイクルコストの20%程度であり、ランニングコストはイニシャルコストの4倍以上の費用が発生すると言われており、当該コストの縮減が求められています。

計画的な維持修繕・施設の長寿命化と合わせてライフサイクルコストの抑制や費用の平準化に取組み、公会計を活用した、施設別行政コスト計算書の作成などを行い、データを蓄積し、公共施設の見直しに活かしていきます。

¹⁵ イニシャルコスト：建物や設備を施工・設置するためにかかる初期投資金額のこと

第4章 施設分類別の基本方針

公共施設等のマネジメント方針を踏まえ、施設分類ごとの基本方針を以下の通り設定します。

4.1 公共施設の基本方針

基本的な方針については、施設分類の特性を見定めたうえで、総量削減を最優先に考え、長寿命化などの様々な取組を計画的に推進していきます。

(1) 文化・社会教育系施設（施設数 15）

分類	施設数	基本方針
コミュニティ-関連施設	7	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 稼働率の低いスペースの利用形態見直し 計画的な維持修繕による長寿命化
文化施設	1	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 稼働率の低いスペースの利用形態見直し 計画的な維持修繕による長寿命化
図書館等	1	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 計画的な維持修繕による長寿命化
博物館等	4	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討または廃止の検討 稼働率の低いスペースの利用形態見直し 計画的な維持修繕による長寿命化
社会教育系その他施設	2	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 稼働率の低いスペースの利用形態見直し 計画的な維持修繕による長寿命化

(2) スポーツ・レクリエーション施設（施設数 8）

分類	施設数	基本方針
体育館等	8	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 余裕スペースの有効活用 計画的な維持修繕による長寿命化

(3) 産業系施設（施設数 4）

分類	施設数	基本方針
産業振興施設	4	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等には適正規模の検討 計画的な維持修繕による長寿命化 <p>(※窯業技術研究所：H28産業振興センターとして再整備)</p> <p>(※旧森川訓行家住宅：H28文化財として復元改修し、観光案内所として活用)</p> <p>(※旧森川善章家住宅：R2文化財として復元改修し、古民家カフェとして活用)</p>

(4) 学校教育系施設（施設数 13）

分類	施設数	基本方針
小学校	8	<ul style="list-style-type: none"> ・陶中学校と稻津中学校はH28統合済み（※瑞浪南中学校）
中学校	4	<ul style="list-style-type: none"> ・瑞陵中学校、日吉中学校、釜戸中学校はH31統合済み（※瑞浪北中学校） ・統合後の施設活用の検討（※旧陶中学校はH30陶小学校に転用済み、旧陶小学校は、民間移管予定） ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・余裕教室の有効活用 ・計画的な維持修繕による長寿命化
その他施設	1	<ul style="list-style-type: none"> ・施設活用の検討 ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・余裕スペースの有効活用 ・計画的な維持修繕による長寿命化

(5) 保健福祉系施設（施設数 26）

分類	施設数	基本方針
保健福祉施設	1	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 (※旧瑞浪市保健センターを瑞浪市役所西分庁舎に転用済み H28から運用) ・計画的な維持修繕による長寿命化
社会福祉施設	1	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・余裕スペースの有効活用 ・計画的な維持修繕による長寿命化
高齢福祉施設	6	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化
障害福祉施設	1	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には適正規模の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化
児童福祉施設	17	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化

(6) 市営住宅施設（施設数 9）

分類	施設数	基本方針
市営住宅等	9	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の更新時等には適正規模の検討 ・計画的な維持修繕による長寿命化

(7) 行政系施設（施設数 80）

分類	施設数	基本方針
庁舎等・その他施設	9	<ul style="list-style-type: none"> 施設活用の検討 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 計画的な維持修繕による長寿命化
教育施設	1	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 計画的な維持修繕による長寿命化
消防施設	28	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 計画的な維持修繕による長寿命化
環境施設	5	<ul style="list-style-type: none"> 施設活用の検討 将来の更新時等には適正規模の検討 計画的な維持修繕による長寿命化 ごみ処理施設の広域化の検討 し尿処理施設は汚水処理共同整備事業移行により廃止
公衆便所	9	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等には廃止による適正規模の検討
防災施設	28	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等には統合等による適正規模の検討

(8) その他施設（施設数 8）

分類	施設数	基本方針
その他施設	8	<ul style="list-style-type: none"> 将来の更新時等には廃止等による適正規模の検討

※除却施設一覧

分類	施設名
文化・社会教育系施設	
スポーツ・レクリエーション施設	<ul style="list-style-type: none"> 狭間川テニスコート (H30 除却済)
産業系施設	
学校教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> 旧瑞陵中学校 (R2 除却済)
保健福祉系施設	<ul style="list-style-type: none"> 宮前児童館 (H28 除却済)
市営住宅施設	<ul style="list-style-type: none"> 浄円団地 (H30・R1 除却済)
行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> 瑞浪市役所旧庁舎 (H30 除却済) 衛生センター (し尿処理施設) (R2 除却済)
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> 旧大湫小学校 (H29 除却済) 岳見高原キャンプ場 (H29 除却済)

-4.2 インフラの基本方針

維持修繕による長寿命化を基本とし、利用需要の変化に応じた規模や配置の最適化を図ります。

分類	基本方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持修繕による長寿命化 ・交通量の減少など施設利用需要の変化に応じ、市民要望を踏まえながら施設整備計画の見直しを検討
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持修繕による長寿命化 ・点検・設計・補修のメンテナンスサイクルを進める
公園等	<ul style="list-style-type: none"> ・「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設を「予防保全型管理」と「事後保全型管理」に分類し、ライフサイクルコストの縮減や維持管理費の平準化
上下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「水道事業老朽管更新（耐震化）計画」、「下水道ストックマネジメント計画」に基づいた維持管理と維持修繕による長寿命化 ・利用需要の変化に応じ、統合や廃止を含む施設の最適化